

緊急事態宣言解除に係る岐阜県の対応（案）

	緊急事態措置の対象区域外 (コロナ社会を生き抜く行動指針：5月15日～)	緊急事態宣言全面解除（5月25日～）
外出 自粛	<ul style="list-style-type: none"> ○「新しい生活様式」（※）の定着 ※「Social Distancing」、「マスクの着用」、「手洗い励行」等 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場への外出回避 ○特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県への外出回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県であった5都道県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県への外出回避 ※高感染リスクから遠ざかることの呼びかけ（県行動指針による）
施設 使用制限 (休業 時短)	<ul style="list-style-type: none"> ○クラスター発生業種（※）、パチンコ店等については、県行動指針に沿った感染防止対策の確立を確認できるまで、休業協力要請を継続 ※キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケボックス、スポーツジム 等 ○上記以外の施設については休業協力要請を解除するが、県行動指針に沿った感染防止対策の徹底を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続
イベント 開催	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内であれば100人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外であれば200人以下かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）とし、県行動指針に沿った感染防止対策を講じた上で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら段階的に規模要件（人数上限）を緩和（屋内については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする） ※なお具体的には、国が示す「イベント開催制限の段階的緩和の目安」を原則として適用していくものとする。

当面の新型コロナウイルス感染症対策に係る会議日程
(予定)

5月27日(水)	第1回コロナ社会における岐阜県観光戦略意見交換会
5月29日(金)	第4回岐阜県新型コロナウイルス感染症 教育推進協議会 IoTコンソーシアムと県との意見交換会(web会議)
5月31日(日)	第10回岐阜県新型コロナウイルス感染症 専門家会議
6月2日(火)	第2回コロナ社会における岐阜県観光戦略意見交換会
6月3日(水)	第2回岐阜県新型コロナウイルス感染症対策に関する経済 再生会議
6月4日(木)	全国知事会議 (web会議)
6月16日(火)	県議会運営委員会(予定) 提出予定議案説明
6月23日(火)	第3回岐阜県議会定例会開会(予定) 議案提出